労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄動力車労働組合総連合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成24年３月10日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全路線および付随する施設（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県及び長野県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 24 年３月７日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

福 島 県	水郡線、東北本線、常磐線
茨 城 県	水郡線、水戸線、鹿島線、常磐線
栃 木 県	東北本線、水戸線
群 馬 県	高崎線、上越線
埼 玉 県	武蔵野線
千 葉 県	総武緩行線、総武快速線、総武本線、成田線、内房線、外房線、久留里線、東金線、京葉線、武蔵野線、鹿島線、常磐線
東 京 都	総武緩行線、総武快速線、総武本線、京葉線、武蔵野線、中央本線、南武線、常磐線
神奈川県	南武線
新 潟 県	上越線
長 野 県	高崎線

国土交通

平成 23 年度１級及び２級管工事施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付

施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第８条の規定により、次のとおり公告する。

平成 24 年３月７日

国土交通大臣　前田　武志

1　平成23年度１級管工事施工管理技術検定合格者　平成23年度１級管工事施工管理技術検定に合格した者は、4,111名である。

2　平成23年度２級管工事施工管理技術検定合格者　平成23年度２級管工事施工管理技術検定に合格した者は、3,972名である。

3　合格者の受験番号の掲示　合格者の受験番号を次の国土交通省北海道開発局、同各地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局において掲示する。

・札幌市北区北八条西２丁目　国土交通省北海道開発局営繕部技術・評価課
・仙台市青葉区二日町９―15　国土交通省東北地方整備局営繕部技術・評価課
・さいたま市中央区新都心２―１　国土交通省関東地方整備局営繕部技術・評価課
・新潟市中央区美咲町１―１―１　国土交通省北陸地方整備局営繕部計画課
・名古屋市中区三の丸２―５―１　国土交通省中部地方整備局営繕部計画課
・大阪市中央区大手前１―５―44　国土交通省近畿地方整備局営繕部技術・評価課
・広島市中区上八丁堀６―30　国土交通省中国地方整備局営繕部技術・評価課
・高松市サンポート３―33　国土交通省四国地方整備局営繕部技術・評価課
・福岡市博多区博多駅東２―10―７　国土交通省九州地方整備局営繕部技術・評価課
・那覇市おもろまち２―１―１　内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課

4　合格証明書の交付申請

⑴　申請することのできる者　財団法人全国建設研修センターの行う平成23年度１級又は２級管工事施工管理技術検定実地試験に合格した者

⑵　提出書類　合格証明書交付申請書及び添付書類（ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.htmlを参照。）

⑶　申請の受付期間　平成24年３月７日（水）から平成24年３月16日（金）までとする。（受付期間締切日の消印有効。ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.htmlを参照。）

⑷　申請書の郵送先　〒150―0002　東京都渋谷区渋谷３―１―４　日本情報産業ビル　電話03―3409―9411　日本情報産業株式会社

（ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.html を参照。）

⑸　合格証明書の交付　受付期間に受理した申請者に対して平成24年３月下旬頃に合格証明書を交付する。

平成二十三年度一級及び二級造園施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付

平成二十三年度一級及び二級造園施工管理技術検定の合格者並びに合格証明書の交付について、施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第八条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十四年三月七日

国土交通大臣　前田　武志

一　合格者の受験番号の掲示　平成二十三年度一級及び二級造園施工管理技術検定に合格した者の受験番号を次の国土交通省各地方整備局、同北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局及び財団法人全国建設研修センターにおいて、当該地区（財団法人全国建設研修センターは全地区）の合格者の受験番号を掲示する。

札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課

仙台市青葉区二日町九―十五　国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課

さいたま市中央区新都心二―一　国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課

新潟市中央区美咲町一―一―一　国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課

名古屋市中区三の丸二―五―一　国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課

大阪市中央区大手前一―五―四十四　国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課

広島市中区八丁堀二―十五　国土交通省中国地方整備局建政部都市・住宅整備課

高松市サンポート三―二―三十三　国土交通省四国地方整備局建政部都市・住宅整備課

福岡市博多区博多駅東二―十一―七　国土交通省九州地方整備局建政部都市・住宅整備課

那覇市おもろまち二―一―一　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

千代田区永田町一―十一―三十サウスヒル永田町ビル　財団法人全国建設研修センター

（ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.html を参照。）

二　合格証明書の交付申請

（一）申請することができる者　財団法人全国建設研修センターの行った二級又は二級造園施工管理技術検定実地試験に合格した者

（二）提出書類　合格証明書交付申請書

（三）申請の受付期間　平成二十四年三月七日から平成二十四年三月十六日までとする。ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

三　申請書等の提出先　申請書等の提出先は次の国土交通省各地方整備局、同北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局とする。

〒〇六〇―八五一一　札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課

〒九八〇―八六〇二　仙台市青葉区二日町九―十五　国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒三三〇―九七二四　さいたま市中央区新都心二―一　国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課

〒九五〇―八〇一一　新潟市中央区美咲町一―一―一　国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒四六〇―八五二四　名古屋市中区三の丸二―五―一　国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課

〒五四〇―八五八六　大阪市中央区大手前一―四十四　国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課

〒七三〇―〇〇一三　広島市中区八丁堀二―十五　国土交通省中国地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒七六〇―八五四　高松市サンポート三―二―三十三　国土交通省四国地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒八一二―〇〇一三　福岡市博多区博多駅東二―十一―七　国土交通省九州地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒九〇〇―〇〇〇六　那覇市おもろまち二―一―一　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

四　合格証明書交付申請者に対し平成二十四年三月下旬に合格証明書を交付する。